

平成27年度 公益社団法人岐阜県森林公社事業計画書

総括事項

岐阜県森林公社は、昭和41年に発足以来、本年度で49年目を迎えることとなります。この間、国・県の森林資源整備の目標に沿って、分収林制度に基づいて計画的に森林整備を推進してきました。

設立当初に植栽した森林は10齢級となり、年々森林資源が成熟しつつあるため、適期の保育事業実施とともに利用間伐事業への取り組み強化が必要となっています。

しかし、木材価格は平成2年以降下落傾向が続くなか、近年は労務単価の上昇など、公社を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このため、平成24年度から取り組んでいる累積債務の抑制、森林管理の効率化及び木材生産体制の整備を柱とする経営改善計画(アクションプラン)を確実に実行し、より一層の経営改善を進めます。

また、公益法人として、森林の持つ公益的機能を十分に発揮できるよう適正に森林の整備を進めるとともに、これらを担う人材の育成を進めます。

1 森林環境整備事業

(1) 分収造林事業

ア 計画的な施業の実行

合理的な路網整備や効率的、計画的な間伐、木材生産を行うため、公社造林地単独又は周辺の民有林と共同による公募型プロポーザル方式により森林経営計画を策定します。

また、平成28年度から始まる10年間の第6期分収林計画を策定します。

イ 事業の適正実施

事業の実施については、森林整備区分を基本に事業内容や箇所を精査するとともに、有利な助成制度を積極的に活用します。

また、事業の発注は、競争の原理を取り入れ、契約の透明性を確保します。

ウ 長伐期施業への転換

森林の持つ公益的機能の継続的な発揮や森林資源を有効活用するため、長伐期施業への転換を進めており、経営改善期間中に終了することを目標にして地元市町村や関係森林組合の協力を得ながら取り組みます。

特に、平成29年度から契約満了を迎える契約地については、重点的に契約更改について働きかけを行い、長伐期施業への同意が得られない契約者については契約の終了に向けた対応について検討します。

全契約件数	契約更改済件数	平成27年度計画件数
1,217件 (平成26年3月末現在)	938件 (平成26年3月末現在)	142件

(2) 分収育林事業

「久瀬ふるさとの森」の契約期間が平成27年5月31日に満了となるため、事業の清算を行います。

(3) 家族ぐるみの森造成事業

昭和63年度より美濃市極楽寺地内で造成中の「家族ぐるみの森」については、各オーナー自身による森林に必要な整備を行うよう情報提供及び指導を行います。

(4) 県営林等整備事業

岐阜県からの委託を受け、県営林について巡視等の管理のほか、森林整備事業を行います。

森林整備事業 事業計画一覧表

事業区分	事業量	事業費	備考
分収造林事業		308,840	
保育費		228,870	
下刈	5.00ha	1,062	
雪起し	5.00ha	1,272	
枝打1	16.00ha	4,182	
枝打2	63.00ha	18,335	
除伐	30.00ha	5,412	

	保育間伐	221.00ha	47,526	
	利用間伐 胸高直径 22cm 未満	89.00ha	34,603	
	利用間伐 胸高直径 22cm 以上	216.00ha	102,161	
	忌避剤塗布	5.00ha	459	
	クマ剥ぎ防除	75.00ha	13,858	
	作業路費		76,715	
	作業路開設	14,900m	67,050	
	作業路補修	15,500m	9,665	
	現況調査費	128箇所	3,255	
	分収林施業転換促進事業	142 件	13,110	
	家族ぐるみの森林造成事業	3.00ha	163	
	県営林等整備事業	126箇所 4,891ha	30,000	

2 白山林道管理事業

平成27年度から名称を「白山白川郷ホワイトロード」に改め、また、通行料金も従来の基準価格の約半額とした新たな出発の年となります。

利用料金が半額となるため、利用台数の大幅増を目指し石川県林業公社や地元地域と協働で広報宣伝に努めます。

また、利用車の増加が予想されるため、計画的に林道の整備及び維持管理等の安全対策工事を実施します。

事業計画

区 分	内 容	備 考
利用見込み	利用見込み台数 80,000 台 利用料収入見込み 54,819千円	配分率42.56% (H26 : 37.11%)
安全管理対策 及び利用促進対策	県単改良事業 42,000千円 法面保護工 1,830 m ² 維持補修工事 43,000千円 展望台東屋 除雪、舗装、安全施設工事 外 愛称変更事業 17,440千円 温度計の設置 「情報ハウス」の新設等	

3 林業労働力対策事業

(1) 支援センター事業

林業労働力の確保及び育成を図るため、新規就業希望者、森林技術者のキャリアアップ、架線作業主任者の養成のための各種研修を行います。また、「緑の青年就業準備給付金事業」により林業へ就業しようとして一定のカリキュラムによる教育を受ける者に対し給付金を支給します。

(2) 雇用改善事業

林業事業体の雇用管理の改善や就業希望者に対する相談・指導を行います。

(3) 雇用安定化事業

新規の林業就業者に対して、技術研修や新規就業の準備に必要な資金の貸し付けを行います。

事業の種類	内 容		備 考	
支援センター事業	林業就業支援事業	就業希望者を対象にした森林・林業に関する基礎を習得するための研修(全森連)		10人20日間 2回
	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業	林業作業士研修 (フォレストワーカー研修)	1年目	15人35日間 1回
			2年目	20人25日間 1回
			3年目	15人17日間 1回
		現場管理責任者研修 (フォレストリーダー研修)	5年以上	20人16日間 1回
		指導員能力向上研修	実地(OJT)研修における林業事業体の指導員の能力向上研修	20人 3日間 1回
		監督・検査業務	林業事業体が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業に関する監督・検査	80日
林業架線作業リーダー養成事業	素材生産作業に必要な講習等の参加支援	林業架線作業主任者養成研修	10人26日間 1回	
緑の青年就業準備給付金事業	岐阜県立森林文化アカデミー等において、林業への就業に向けて必要な知識・技術の習得を目的として教育を受ける者に対して、資金を給付		30人 年間150万円以内の給付	

雇用改善事業	雇用管理の改善に係る相談、指導	事業主からの雇用管理改善に関する相談の対応、事業主に対する雇用管理の改善等の指導	随時
	雇用情報の収集、提供	雇用改善のための推進会議に出席 雇用改善に係る情報を収集し、事業主等に提供	訪問等 随時
	雇用管理セミナー	事業体等を対象に雇用管理の改善のためのセミナーを開催	1回
	林業就業希望者に対する相談、指導	就業希望者からの相談に対応	随時 就業相談会 10回
雇用安定化事業	就業研修資金	林業就業予定者が、就業に必要な林業技術又は、経営方法等の研修受講に必要な資金 貸付対象者 就業予定者 認定事業主 貸付限度額 月額5～15万円 月額4～12万円 償還期間 20年以内(据置4年以内) 13年以内(据置4年以内)	
	就業準備資金	林業就業予定者が、就業に必要な移転その他事前活動に必要な資金 貸付対象者 就業予定者 認定事業主 貸付限度額 150万円 120万円 償還期間 20年以内(据置4年以内) 13年以内(据置4年以内)	